

青森県報

第三千六百四十八号

平成二十五年
二月一日
(金曜日)

目次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度	(林政課)	一
公共測量の終了	(監理課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	三
公 告		
県有財産の売却に係る一般競争入札	(財産管理課)	四
換地処分	(都市計画課)	五
公営企業		
県有財産の売却に係る一般競争入札	(病院課)	六

告 示

青森県告示第六十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十五年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五二七・六四
岩木川上流	"	一、〇九一・〇四
平川	"	五五七・三二
浅瀬石川	"	六八五・七六
今別川、蟹田川	"	一、〇二六・〇〇
青森地区	"	八一五・二六
下北東部	"	一、三〇一・二六
下北西部	"	九九一・一〇
上北地区	"	一五六・六八
七戸川	"	六三六・五三
奥入瀬川	"	六三九・六九
馬淵川下流	"	九七六・八五
新井田川	"	一六八・〇六
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一八〇・三八
岩木川下流	"	三一八・〇四
岩木川上流	"	七・四〇

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九八・四三	八一・四〇	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八

三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一五・九六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市
保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"
一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	一・〇〇	四八・二八	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四三

南部地区

"

八六・三八

青森県告示第六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構鉄道建設本部青森新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

平成二十四年十月十九日から平成二十五年一月四日まで

四 測量の地域

八戸市

上北郡おいらせ町

上北郡六戸町

上北郡東北町

十和田市

上北郡七戸町

青森市

各々の一部

青森県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年二月二十八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

3	2	1	番号 図面
県 道	県 道	国 道	種 道 路 類 の
線 松野木姥滝	線 苦米地免内	四 五 四 号	路 線 名
五所川原市大字松野木字福泉二〇四の一から 五所川原市大字松野木字松本二四一まで	三戸郡五戸町大字豊間内字上前田三五から 三戸郡五戸町大字豊間内字豊間内六三の三まで	八戸市大字豊崎町字桜渡三二の一から 三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地三の三まで	変 更 の 区 間

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

後	前	前	後	後	前	後	前	変更の 前後別
二九・〇〇メートルから	二九・〇〇メートルまで	三七・三〇メートルから	二四・三〇メートルまで	七七・〇〇メートルから	七七・〇〇メートルまで	六六・三〇メートルから	六七・六〇メートルまで	敷地の幅員
九八四・五〇メートル	九八四・五〇メートル	九八四・五〇メートル	二二二・八〇メートル	一七七・二〇メートル	一七七・二〇メートル	七〇〇・〇〇メートル	七〇〇・〇〇メートル	敷地の延長
								備考

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
青森市中央三丁目一三の一	宅地	四一六・七八
青森市堤町一丁目七の九	宅地	三六・四三
八戸市長者三丁目三二の一	宅地	三三三・九九
八戸市新井田西二丁目三三の一	宅地	三〇一・三五
八戸市吹上二丁目四二の二二、四二の一	雑種地	三三〇・九七

五所川原市宇鳥森三二の二	宅地	三六〇・七三
三沢市松園町一丁目一〇の二三	宅地	三三〇・六七
三沢市美野原一丁目五の一	宅地	八三三・六二
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野 一一三の一、一一三の四、一一三の七	宅地	一、三〇八・五五
南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川一八六の 四、一八八の四、一五六の一三	田	七五五・二四
三戸郡南部町大字大向字泉山道三二の九	宅地	二六三・七三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一
青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十五年三月一日 午前九時から

平成二十五年三月八日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎議会議棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十五年三月二十一日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 大鰐町の物件については、売買契約締結後所定の期間内に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第一項第六号の届出が受理されることを停止条件とする。

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、七戸町から七戸都市計画事業七戸町新駅周辺土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 営 企 業

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年二月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
青森市けやき二丁目一三七の二七六	宅地	三一五・二四

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地
四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院運営部管理課
青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所
青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院運営部管理課

2 入札日時

平成二十五年三月一日 午前九時から
平成二十五年三月七日 午後四時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院三階大会議室

4 開札日時

平成二十五年三月十四日 午前十一時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認をすること。

（発行者・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭